

生徒への校務上の連絡について

沖縄県立那覇商業高等学校

本校において、教職員が生徒へスマートフォンその他情報通信機器を用いて、学級運営や部活動指導等に係る連絡を行う場合の取扱いは、下記のとおりとします。

記

1 教職員が校務上行う生徒への連絡について

- (1) 学校の電話を使用するか、OPENアカウント^{※1}で利用できるチャット等のコミュニケーションツール^{※2}を使用します。
- (2) 部活動指導員等OPENアカウントが利用できない教職員は、原則として学校の電話を使用して連絡を行います。学校の電話を使用することができない場合には、本校教諭である部活動顧問を通して連絡、もしくは部活動顧問も入っているLINEグループで連絡します。

※1 沖縄県教育委員会が県内公立学校教職員と県立学校の児童生徒に配布しているMicrosoft社及びGoogle社のWebサービスを利用できる電子メールアドレス。

※2 県立学校内での意思伝達、情報共有を目的に使用される電子メール、チャット、通話、オンライン会議、ファイル共有機能、Microsoft Teams、GoogleWorkspace等。

2 教職員が生徒へ連絡を行う場合の遵守事項

- (1) 教職員は、生徒と校務上必要な連絡を行い、私的なやりとりは行いません。
- (2) 教職員から生徒への連絡は、複数の教職員がその連絡内容を共有できる環境で行うものとし、教職員が生徒から相談を受けた場合も、個々の事案の内容等に応じ、適切に対応します。
- (3) 生徒及び教職員の健康及び福祉の確保を図るため、生徒に対する校務上の連絡は、緊急時を除き、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時の間、部活動に関しては、活動日の集合時間から解散時間までの間で行い、そのやりとりは必要最小限とします。

3 その他

本校は、教職員、生徒及び保護者に対し、この取扱いについて、周知するとともに、教職員に対し、適切な時期に研修を行う等、校内の服務指導を徹底します。